

# SMBC (CHINA) NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

2019年4月1日

## 外管局、「外貨資金集中運用管理規定」を改定 クロスボーダープーリングの限度額を調整

国家外貨管理局は2019年3月18日、《〈多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定〉印刷・公布に関する通知》(匯発[2019]7号、以下「本規定」)を公布・施行しました。

本規定は、2015年8月に公布された《〈多国籍企業の外貨資金集中運用に係る管理規定〉印刷・公布に関する通知》(匯発[2015]36号、以下「旧規定」)の内容の一部を改定するものです。また、旧規定は本規定の公布と同時に廃止されました。

### 旧規定からの主な追加・変更点

- クロスボーダープーリングの外債限度額は、一律「マクロプルーデンス管理」モデルを適用し、主幹企業・国内メンバー企業の「純資産×1倍」から「**純資産×2倍**」に拡大。従来選択可能であった「投注差」モデルは取消。
- クロスボーダープーリングの対外貸付限度額は、主幹企業・国内メンバー企業の「純資産×50%」から「**純資産×30%**」に引き下げ。
- 主幹企業はメンバー企業の外債・対外貸付の限度額のすべてを集中管理(**一部集中は不可**)。
- 主幹企業の申請提出日前に、メンバー企業が外債を借り入れていた場合や、対外貸付を実施していた場合、当該**既存取引をすべて弁済・回収するまでは、原則、外債・対外貸付限度額の集中への参加不可**。
- 主幹企業が用いる口座について、「**国際外貨資金口座**」を取消、「国内資金主口座」に統一。国外メンバー企業1社を選択のうえNRA口座を開設し、国外メンバー企業の資金集中運用管理も可能。
- 国内資金主口座は通貨種類の制限なし。マルチカレンシー(**人民元を含む**)口座の場合、口座数の制限なし。
- **金融機関**(財務会社が主幹企業の場合を除く)・**地方政府融資プラットフォーム**・**不動産企業**は、主幹企業・メンバー企業としての当該業務への参加は**不可**。
- 「**取扱銀行は3行まで**」との制限を**取消**、複数銀行にて実施する際の各銀行への限度額割当も事前決定は不要。
- **外貨・対外貸付登記手続は一度のみ**で実施が可能に。事前・一件毎の登記は不要。
- 国内資金主口座内の資本項目外貨収入の支払(人民元転含む)は、**事前・一件毎のエビデンス提出は不要**。

本規定の内容には当局への事前確認を要する箇所があると共に、各地で実施細則や追加説明がある可能性もありますので、実際の利用にあたってはご注意ください。

# SMBC (CHINA) NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

## 1. これまでの経緯

- 2012年12月 上海・北京で多国籍企業の外貨資金集中運用管理が試行開始
- 2014年2月 上海自貿区における外貨資金集中運用管理を含む外貨管理実施細則が公布
- 2014年4月 全国へ実施範囲を拡大
- 2015年8月 クロスボーダー外貨プーリングの外債限度額について純資産をベースにしたモデルを追加導入。外債の人民元転代り金の使途を一部緩和
- 2019年3月 本規定により外債限度額管理は一律マクロプルーデンスモデルに統一化

## 2. クロスボーダー資金集中運用の実施条件(赤字は本規定による主な変更・追加、灰色は削除部分)

対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クロスボーダープーリング</li> <li>● 経常項目の<b>資金</b>集中受払・ネットィング</li> </ul>
多国籍企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直接または間接的に資本関係を有する親会社・子会社およびその他のメンバー企業・機構が共同で組成する企業法人グループ</li> </ul>
主幹企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨<b>クロスボーダー</b>資金集中運用管理に関する職責を多国籍企業の授権を取得して履行、且つ独立法人資格を有する国内会社1社</li> <li>● 主幹企業が財務会社である場合は業種主管部門の規定を遵守し、クロスボーダー資金集中運用管理業務とその他の業務(自らの資産負債業務を含む)は口座を分けて管理</li> </ul>
メンバー企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多国籍企業内部で相互に直接または間接的に持分を保有し、独立法人資格を有する各会社(国内メンバー企業と国外メンバー企業に分類)</li> <li>● 同一の母社から持分支配を受ける兄弟会社も対象</li> <li>● 契約支配などその他のメンバー企業認定可否は外管局の集団審議により決定</li> <li>● <b>金融機関(財務会社が主幹企業の場合を除く)・地方政府融資プラットフォーム・不動産企業は、主幹企業またはメンバー企業としての参加不可</b></li> <li>● <b>主幹企業およびメンバー企業は、原則、クロスボーダー資金集中運用の重複申請不可</b></li> </ul>
条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 真実の業務ニーズを有していること</li> <li>● 完備された外貨<b>クロスボーダー</b>資金管理の枠組み・内部統制制度を有していること</li> <li>● 相応の内部管理電子システムを構築していること</li> <li>● 前年度の人民元・外貨の受払規模が1億米ドルを超過していること(国内メンバー企業合算)</li> <li>● 直近3年間(設立3年未満の企業は、設立日以降)に重大な外貨法規違反行為がないこと、貿易外貨受払企業リスト内の企業の場合は貨物貿易分類結果がA類であること <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主幹企業の貨物貿易分類結果がB・C類に降格した場合、<b>所在地の</b>外管局は多国籍企業に対し、主幹企業を変更かつ新たに申請書類を提出する、もしくは主幹企業の業務資格を取り消すことを通知</li> <li>➢ その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果がB・C類に降格した場合、主幹企業は当該業務を終了し、所在地の外管局にメンバー企業の変更備案を行う</li> </ul> </li> <li>● 外管局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件</li> </ul>

# SMBC (CHINA) NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

## 3. クロスボーダープーリング (赤字は本規定による主な変更・追加、灰色は削除部分)

### (1) 外債・対外貸付限度額の設定

#### ① 外債限度額(マクロプルーデンス管理):

旧規定の純資産の1倍から2倍へ拡大し、マクロプルーデンス管理へ統一、投注差・比例自律管理を取消

外債限度額	≤	Σ 主幹企業・国内メンバー企業の純資産(前年度末監査済)
	×	クロスボーダー融資レバレッジ率(初期値: 2)
	×	マクロプルーデンス調節係数(初期値: 1)

#### ② 対外貸付限度額(マクロプルーデンス管理):

旧規定の純資産の50%から30%へ縮小

対外貸付限度額	≤	Σ 主幹企業・国内メンバー企業の純資産(前年度末監査済)
	×	対外貸付レバレッジ率(初期値: 0.3)
	×	マクロプルーデンス調節係数(初期値: 1)

\*外管局は、全体の状況に応じて上記①②のレバレッジ率・マクロプルーデンス調節係数を調整可能

### (2) 外債・対外貸付限度額の集中・登記

- 主幹企業は、国内メンバー企業の外債限度額・対外限度額のすべてまたは一部を集中(一部の集中は不可)
- 所在地の外管局は、主幹企業に備案通知書を発行する際、備案済の集中限度額について一回限りの外債・対外貸付登記を行う。主幹企業は、通貨の種類別・債権者(債務者)別の一件毎の外債・対外貸付登記は不要
- 実際の受払時、現行の規定に基づき国際収支申告が必要
- 主幹企業の申請提出日前に、メンバー企業が自ら外債を借り入れていた場合や、対外貸付を実施していた場合、当該取引をすべて弁済・回収するまでは、原則、外債・対外貸付限度額の集中への参加不可

## 4. 経常項目の資金集中受払・ネットイング (赤字は本規定による主な変更・追加、灰色は削除部分)

集中受払	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主幹企業が国内外貨資金主口座を通じて国内メンバー企業を代理し集中して経常項目の外貨受払を行うこと</li> </ul>
ネットイング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主幹企業が国内外貨資金主口座を通じてその国内外メンバー企業の経常項目の外貨未収・未払金を集中計算し、一定期間内の外貨受払取引を合算して1件の外貨取引とするオペレーション方式</li> <li>● 原則、毎月最低1回は実施が必要</li> </ul>
実施条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内メンバー企業は、「貨物貿易受払企業リスト」への登記手続が必要</li> <li>● 「国内メンバー企業の≪貨物貿易外貨業務登記表≫が必要な業務」および「主幹企業・国内メンバー企業のオフショア転売に係る売買業務(三国間貿易)」は実施不可</li> </ul>

# SMBC (CHINA) NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

エビデンス審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行は「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき関連手続きを取り扱う</li> <li>● 資金の性質が不明確な場合、銀行は、主幹企業に関連エビデンスの提出を要求</li> <li>● サービス貿易などの項目の対外支払は、規定に基づき税務備案表を提出</li> <li>● 銀行・主幹企業は、取引の真実・合法性を証明する関連文書・エビデンスなどを検査に備え 5 年間保管</li> </ul>
事前の外貨転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主幹企業は国内メンバー企業の真実且つ合法的な輸入支払ニーズに基づき、事前に外貨転して国内外貨資金主口座に入金することが可能</li> </ul>
国際収支申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主幹企業は以下データについて取扱銀行を通じて期限内に国際収支申告を行う</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 主幹企業の実際の受払データ</li> <li>② 外貨集中受払またはネットイング実施前の各メンバー企業の原始受払データ</li> </ol>

## 5. 口座管理 (赤字は本規定による主な変更・追加、灰色は削除部分)

利用口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主幹企業は、備案通知書を持参し、備案済の銀行で直接<u>国内資金主口座</u>を開設</li> <li>● <u>経営ニーズに基づき、国外メンバー企業 1 社を選択して備案済の銀行で NRA 口座を開設し、国外メンバー企業の資金の集中運用管理が可能</u></li> <li>● <u>本規定の公布前に開設済の国際資金主口座内の資金は、本規定の公布後 6 ヶ月内に、資金の性質に基づき口座内の資金を国内資金主口座または本規定に基づき開設した NRA 口座に振り替え、振替状況を所在地の外管局に備案</u></li> <li>● 国内資金主口座は、マルチカレンシー(<u>人民元を含む</u>)口座の場合、<u>口座数は制限なし</u></li> <li>● 国内資金主口座は、日中およびオーバーナイトの貸越(O/D)を実施可能</li> </ul>
集中両替	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内資金主口座は、経常項目・直接投資・外債・対外貸付に係る人民元転・外貨転を集中して行うことが可能</li> <li>● 国内メンバー企業が主幹企業に集中させた外商直接投資に係る外貨資金(外貨資本金・資産現金化口座資金・国内再投資口座資金を含む)・外債資金・<u>回収する対外貸付元利</u>については、国内資金主口座内で任意人民元転方式<u>または支払人民元転方式</u>により人民元転手続を行うことができるが、<u>現行の「資本項目－人民元転支払待機口座」および資金用途などの方面の規定を遵守</u></li> <li>● <u>主幹企業が国内資金主口座内の資本項目外貨収入(外貨および人民元転代わり金を含む)を支払のために使用する際には、関連取引の真実・コンプライアンス性を承諾するとの前提の下、≪資本項目口座資金支払指図書≫により直接銀行で実施が可能。銀行・主幹企業は、関連エビデンスなどを検査に備えて 5 年間保管</u></li> </ul>

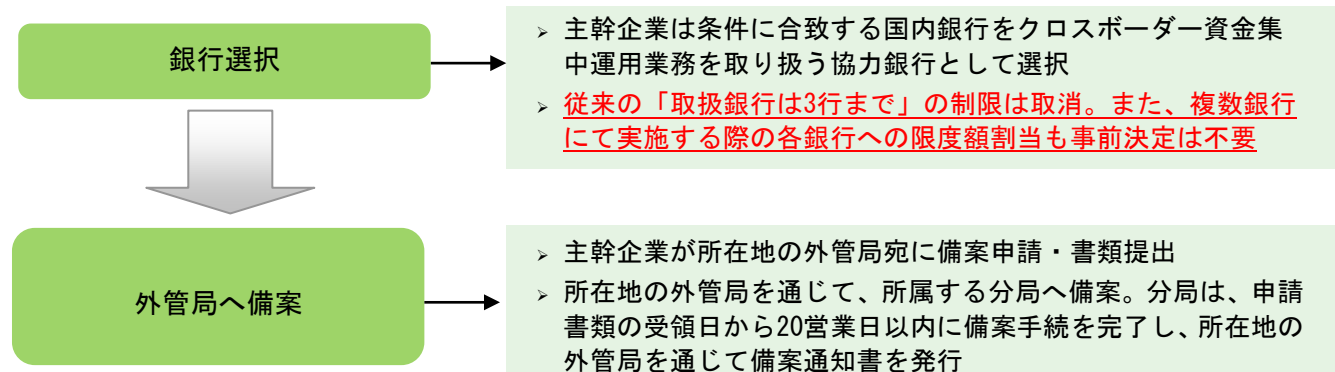
# SMBC (CHINA) NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

入金範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内資金主口座の入金範囲</li> <li>① 国内メンバー企業が国外から直接取得した経常項目収入</li> <li>② 国内メンバー企業の経常項目外貨口座・資本金口座・資産現金化口座・国内再投資専用口座・外債口座からの振替入金</li> <li>③ 集中限度額内で国際外貨資金主口座から振替入金する国外から入金する外債および回収する対外貸付元利</li> <li>④ 外貨転による入金（経常項目対外支払に係る外貨転代り金・外貨転による対外貸付または外債弁済資金）</li> <li>⑤ 理财商品の預金元利</li> <li>⑥ <u>同一主幹企業のその他の国内資金主口座の資金の振替入金</u></li> <li>⑦ 外管局が審査認可したその他の入金</li> </ul> <p>※国内の預金性金融機関からの外貨借入は入金不可（外債弁済・対外貸付などに係る外貨借入を除く）</p>
出金範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内資金主口座の出金範囲</li> <li>① 国内メンバー企業の国外への経常項目支払</li> <li>② 国内メンバー企業の経常項目外貨口座・資本金口座・資産現金化口座・再投資専用口座・外債口座への振替出金</li> <li>③ 集中限度額内で国際外貨資金主口座に国外に出金する対外貸付および弁済する外債元利</li> <li>④ 人民元転</li> <li>⑤ 理财商品の元金預金の振替出金</li> <li>⑥ 外貨預金準備金の納付</li> <li>⑦ <u>同一主幹企業のその他の国内資金主口座への資金の振替出金</u></li> <li>⑧ 外管局が審査認可したその他の出金</li> </ul>

## 6. 申請・備案変更フロー（赤字は本規定による主な変更・追加）





# SMBC (CHINA) NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

実行、備案内容の変更

- ▶ 主幹企業は備案通知書により協力銀行で国内資金主口座開設
- ▶ 主幹企業は、備案通知書の取得1年以内に国内資金主口座を開設し、実際の業務を実施。備案通知書は、発行から満1年で失効
- ▶ 協力銀行・主幹企業・メンバー企業・業務種類・外債限度額・対外貸付限度額などの変更の場合、1ヶ月前までに所在地の外管局を通じて分局に変更備案。分局は、変更申請書類の受領日から20営業日以内に備案手続を完了し、主幹企業の所在地の外管局を通じて備案通知書を発行
- ▶ 主幹企業・メンバー企業に名称の変更・分割・合併が発生する場合、当該事項が発生日から1ヶ月以内に所在地の外管局へ報告と同時に、関連資料を提出
- ▶ 業務停止の場合、主幹企業は、関連債権/債務の処理完了・国内資金主口座の閉鎖後、所在地の外管局を通じて分局に備案。分局は、備案申請書類の受領日から20営業日以内に備案手続を完了し、所在地の外管局を通じて元の備案通知書原本を回収

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心15階15T21室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西岗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599